

2011年3月9日

## 薬害イレッサ事件の早期全面解決を求める申入書

薬害イレッサ統一原告団・弁護団  
代表原告 近 澤 昭 雄  
代表原告 清 水 英 喜  
西弁護団長 中 島 晃  
東弁護団長 白 川 博 清

### 【申入の趣旨】

- 1 薬害イレッサ事件の早期全面解決を求めます。
- 2 薬害イレッサ事件の早期全面解決のため、直ちに協議の席につくことを求めます。
- 3 菅直人内閣総理大臣と原告被害者らとの面談を求めます。

### 【申入の理由】

本年2月25日、大阪地方裁判所は、薬害イレッサ訴訟の判決を言い渡し、イレッサには製造物責任法上の指示・警告上の欠陥があるとして、アストラゼネカ社に対して製造物責任法上の責任を認めました。

一方、判決は、国の法的責任を否定しましたが、これは添付文書に関する国の主張が認められたからではなく、行政指導の不作为が、裁量権を逸脱して著しく不合理とまでは言えないという理由で、かろうじて違法性を免れたからに過ぎません。

判決は「添付文書の重大な副作用欄に間質性肺炎を記載するよう行政指導をしたにとどまったことは、必ずしも万全な規制権限の行使であったとは言い難い。」と明確に断じており、不十分な行政指導のために、指示・警告上の欠陥がある医薬品による被害が生じさせたことは、判決によって明確になりました。

国民の生命、健康を守ることは国の大きな責任であり、国は、薬害イレッサ事件において未曾有の被害をもたらした責任を到底免れません。

国は、本年1月28日付「イレッサ訴訟和解勧告に関する考え方について」において、「ご家族の皆様の悲しみ、苦しみに思いを致し、政府として為すべき事に全力を傾注することをお約束します。」と述べ、「判決で問題点を指摘していただき、これを整理・検討して、丁寧に制度のあり方を模索したい」としています。

本判決によって薬害イレッサ事件の問題点及び課題は既に明らかになっています。

そこで、ただちに、原告・弁護団との協議を始め、菅総理大臣が原告被害者に直接面談することを通じて、薬害イレッサ事件を早期に全面解決することを求めます。

以 上

